

令和7年12月19日

【照会先】

神奈川労働局職業安定部職業対策課

課長 高橋 秀樹

課長補佐 佐藤 貴紀

地方障害者雇用担当官 隈園 裕子

(電話) 045-650-2801

報道関係者 各位

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

神奈川労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和7年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.5%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は31,997.0人、対前年比4.93%（1,502.0人）増加
- ・実雇用率は2.42%、対前年比0.02ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は43.5%（対前年比0.2ポイント低下）

＜公的機関＞（同2.8%、県及び市町村の一定の教育委員会は2.7%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数はいずれも対前年を上回り、実雇用率は県のいずれも対前年を下回る。

- ・県の機関：雇用障害者数383.0人（377.5人）、実雇用率3.09%（3.21%）
- ・市町村等の機関：雇用障害者数2,561.5人（2,513.0人）、実雇用率2.47%（2.79%）
- ・県の教育委員会：雇用障害者数677.0人（653.5人）、実雇用率2.42%（2.64%）

＜地方独立行政法人等＞（同2.8%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で下回る。

- ・雇用障害者数155.0人（158.0人）、実雇用率2.32%（2.67%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は31,997.0人で、前年より4.93%（1,502.0人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は16,112.0人（対前年比1.66%増）、知的障害者は7,683.5人（対前年比4.52%増）、精神障害者は8,201.5人（対前年比12.4%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・実雇用率は、13年連続で過去最高の2.42%（前年は2.40%）、法定雇用率達成企業の割合は43.5%（前年は43.7%）であった。

[総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)]

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0人～100人未満規模企業で3,265.5人（前年は3,053.5人）、100～300人未満で5,672.5人（同5,436.5人）、300～500人未満で2,421.0人（同2,448.0人）、500～1,000人未満で3,849.0人（同5,168.0人）、1,000人以上で16,789.0人（同14,389.0人）と、300～500人未満、500～1,000人未満規模以外は前年より増加した。
- ・実雇用率は、40.0～100人未満で1.68%（前年は1.67%）、100～300人未満で2.00%（同2.01%）、300～500人未満で2.14%（同2.16%）、500～1,000人未満で2.42%（同3.33%）、1,000人以上で2.92%（同2.62%）となっており、40.0～100人未満、1,000人以上企業規模以外は前年より低下した(※)。
なお、民間企業全体の実雇用率2.42%と比較すると、
→1,000人以上規模企業（2.92%）については上回った。
→300～500人未満（2.14%）、100～300人未満（2.00%）、40～100人未満（1.68%）については下回った。
→500～1,000人未満（2.42%）については同率であった。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業が41.9%（前年は42.3%）、100～300人未満が45.4%（同44.9%）、300～500人未満が38.4%（同39.3%）、500～1,000人未満が48.6%（同48.5%）、1,000人以上が53.4%（同56.4%）と、100～300人未満、500～1,000人未満規模企業以外は前年

より低下した（※）。

※昨年比で除外率が 10 ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

[グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2）]

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が20.5人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が4.0人、「建設業」が595.0人、「製造業」が9,778.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が13.0人、「情報通信業」が1,992.0人、「運輸業、郵便業」が1,953.0人、「卸売業、小売業」が4,567.0人、「金融業、保険業」が409.0人、「不動産業、物品賃貸業」が256.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が1,223.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が917.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が666.5人、「教育・学習支援業」が392.5人、「医療、福祉」が6,339.5人、「複合サービス事業」が152.5人、「サービス業」が2,718.0人で、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」以外の業種で前年よりも増加した。
- 産業別の実雇用率では「医療、福祉」（3.40%）が、民間企業全体の 2.42%を上回っている。

[グラフ（4）・（5）、詳細表 1（3）]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は 3,237 社。そのうち、不足数が 0.5 人または1人である企業（1人不足企業）が 64.1%と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、未達成企業に占める割合は 57.8%となっている。

[詳細表 1（4）]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.8%）

県の機関に在職している障害者の数は 383.0 人で前年より 1.46%（5.5 人）増加しており、実雇用率は 3.09%と前年に比べ 0.12 ポイント低下した。
6 機関のうち 4 機関が達成。

[総括表 2（1）、詳細表 2（1）、4（1）]

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.8%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 2,561.5 人で前年より 1.93%（48.5 人）増加しており、実雇用率は 2.47%と前年に比べ 0.32 ポイント低下した。
37 機関中 25 機関が達成。

[総括表 2（2）、詳細表 2（2）、4（3）]

(3) 県の教育委員会（法定雇用率 2.7%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 677.0 人で、前年に比べ 3.6%（23.5 人）増加しており、実雇用率は 2.42%と前年に比べ 0.22 ポイント低下した。

[総括表 2（3）、詳細表 4（2）]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.8%）に雇用されている障害者の数は 155.0 人で、実雇用率は 2.32%であった。
7 法人中 5 法人が達成。

[総括表 3、詳細表 3、4（4）]

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	1,324,268.0 人	31,997.0 人	2.42 %	2,490 / 5,727	43.5 %
		[27,722 人]			
	(1,270,107.5 人)	(30,495.0 人)	(2.40 %)	(2,409 / 5,512)	(43.7 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	12,392.5 人	383.0 人	3.09 %	4 / 6	66.7 %
		[327 人]			
	(11,761.0 人)	(377.5 人)	(3.21 %)	(5 / 5)	(100.0 %)

※県の機関のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和7年7月1日までに達成済み。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	103,703.0 人	2,561.5 人	2.47 %	25 / 37	67.6 %
		[2,076 人]			
	(89,920.0 人)	(2,513.0 人)	(2.79 %)	(23 / 38)	(60.5 %)

※市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 法定雇用率2.7%が適用される県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	27,973.5 人	677.0 人	2.42 %	0 / 1	0.0 %
		[595 人]			
	(24,742.0 人)	(653.5 人)	(2.64 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

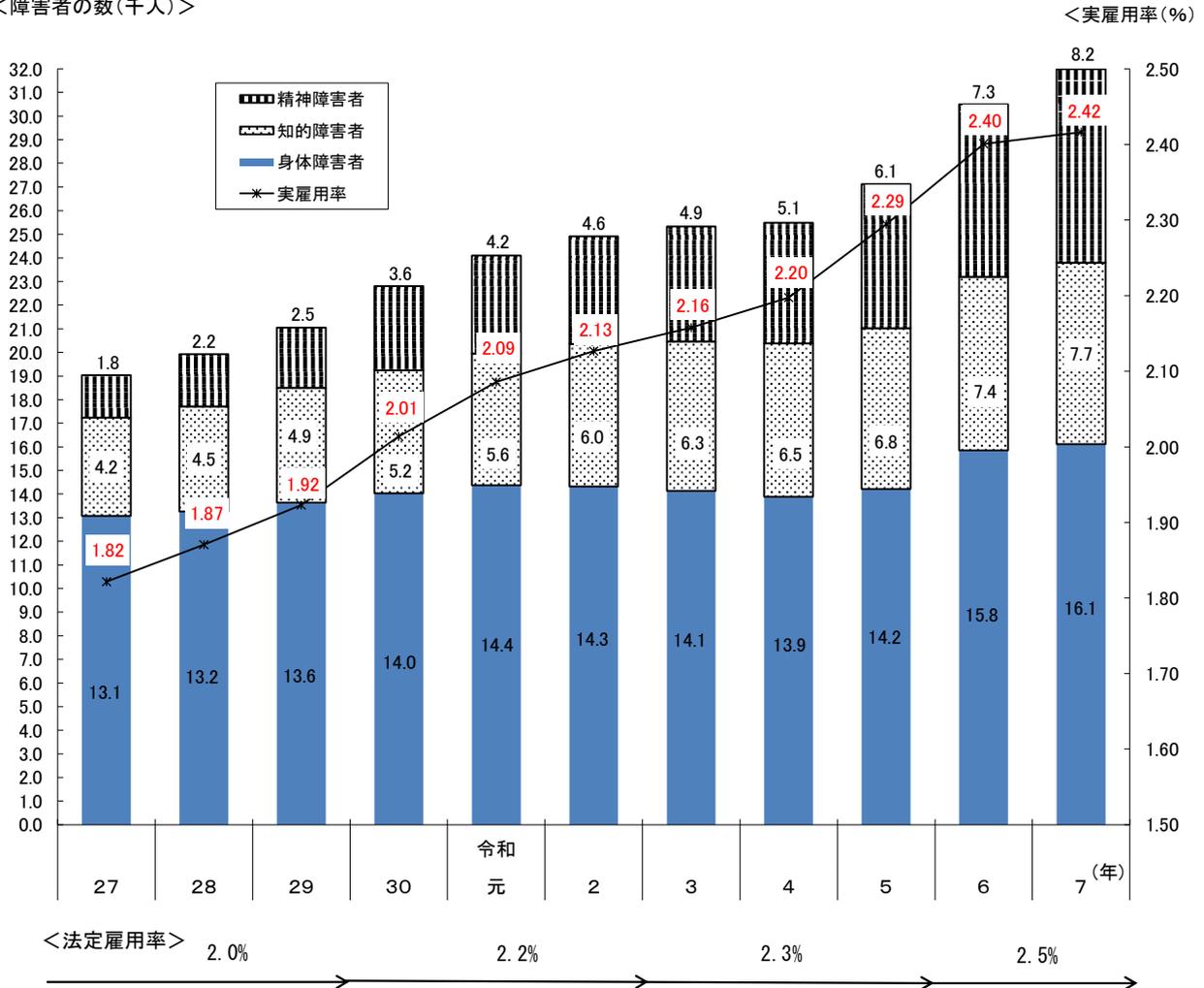
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	6,688.0 人	155.0 人	2.32 %	5 / 7	71.4 %
		[140 人]			
	(5,913.0 人)	(158.0 人)	(2.67 %)	(5 / 7)	(71.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数(千人)>



注1：雇用義務のある企業（平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年～令和5年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

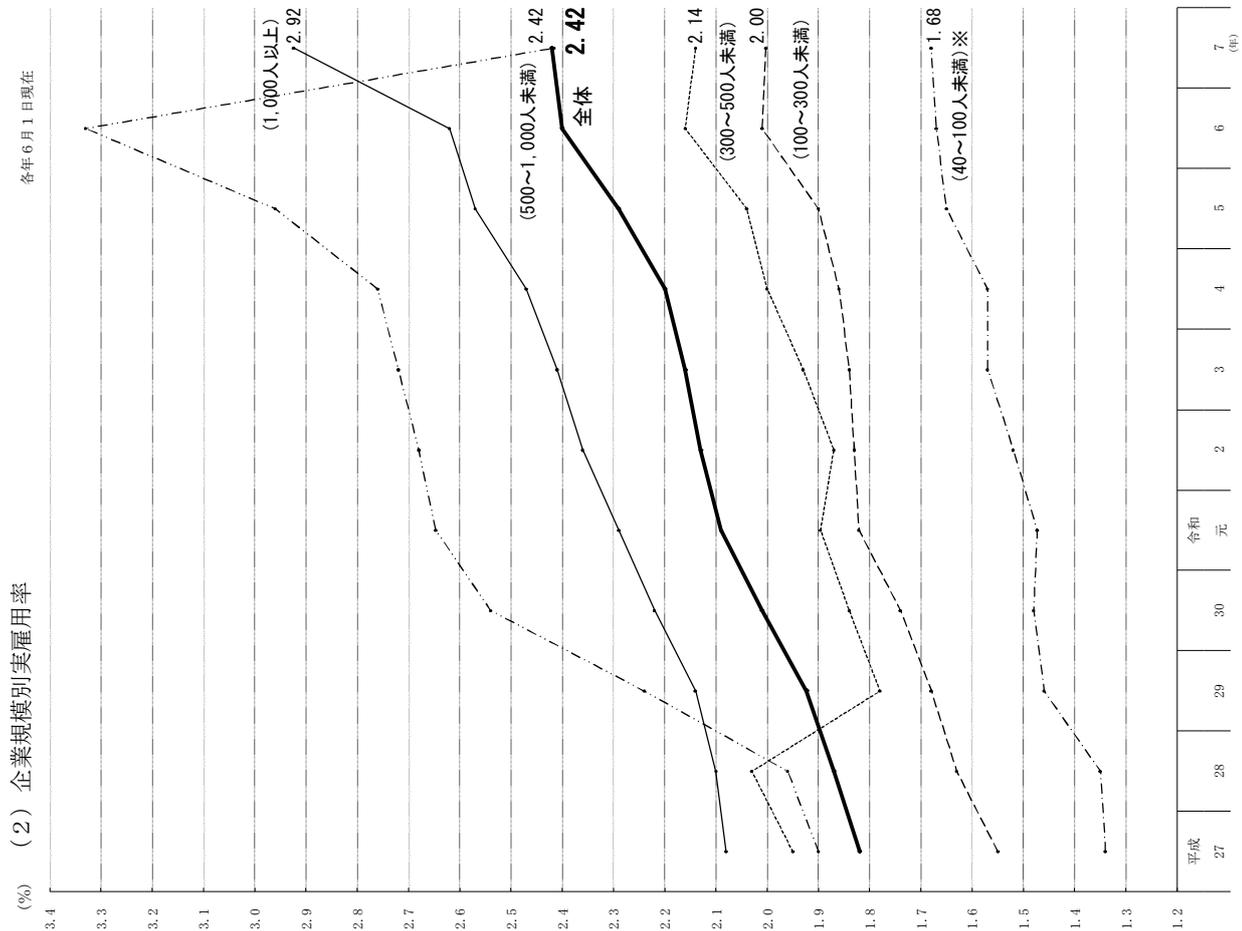
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率

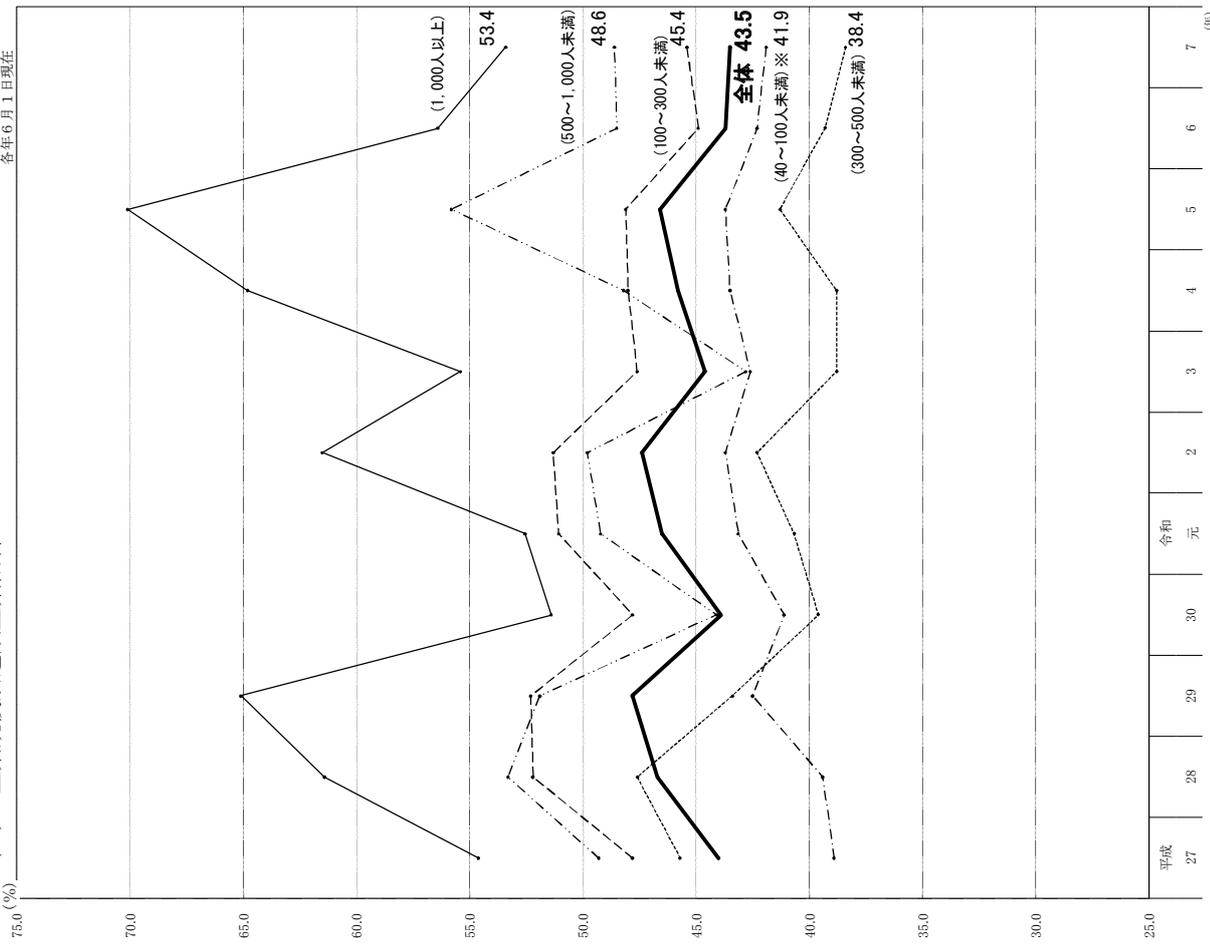
各年6月1日現在



※平成27年から平成29年までは50~100人未満、平成30年から令和2年までは45.5~100人未満、令和3年から令和5年までは43.5~100人未満、令和6年からは40~100人未満

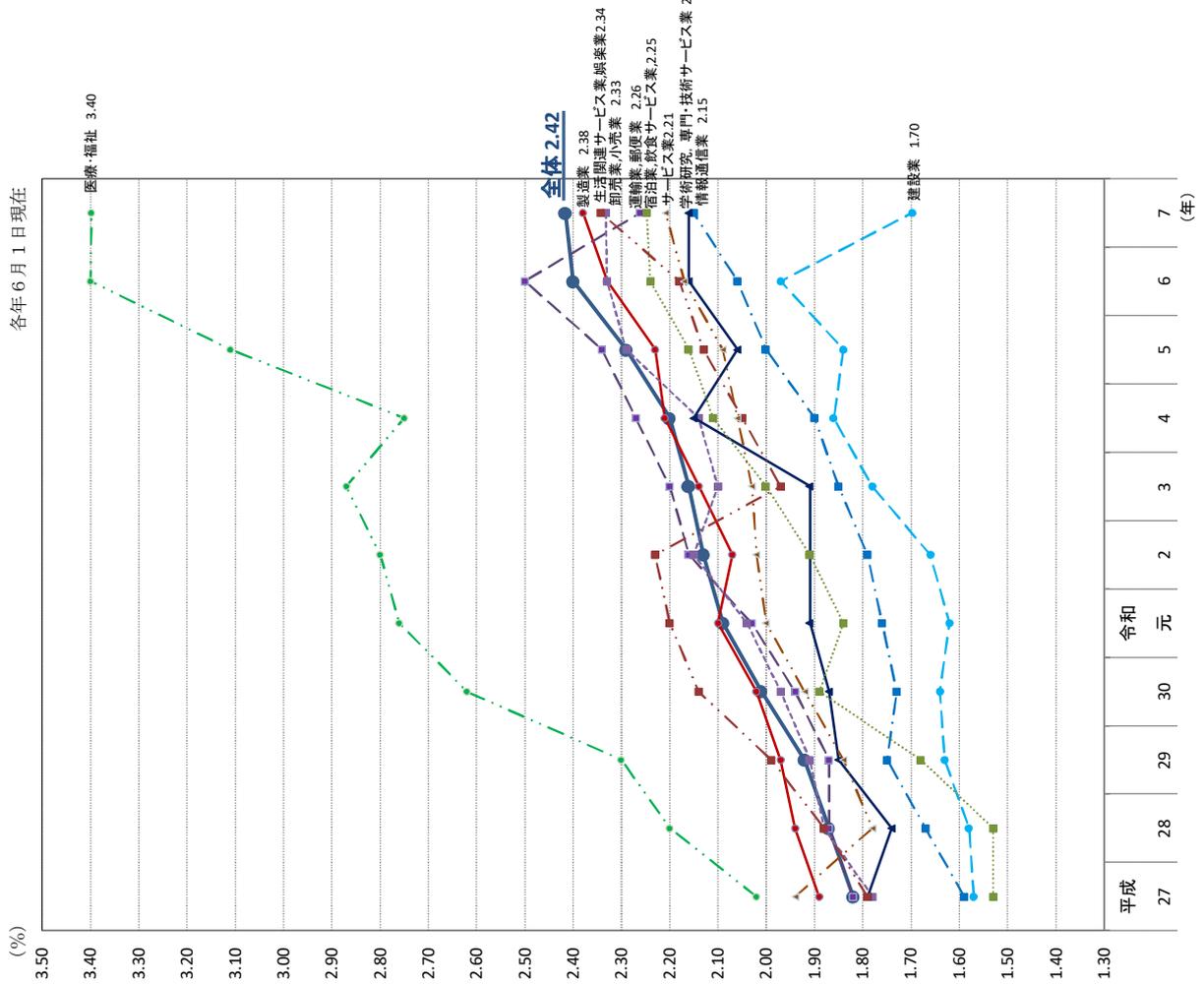
(3) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在

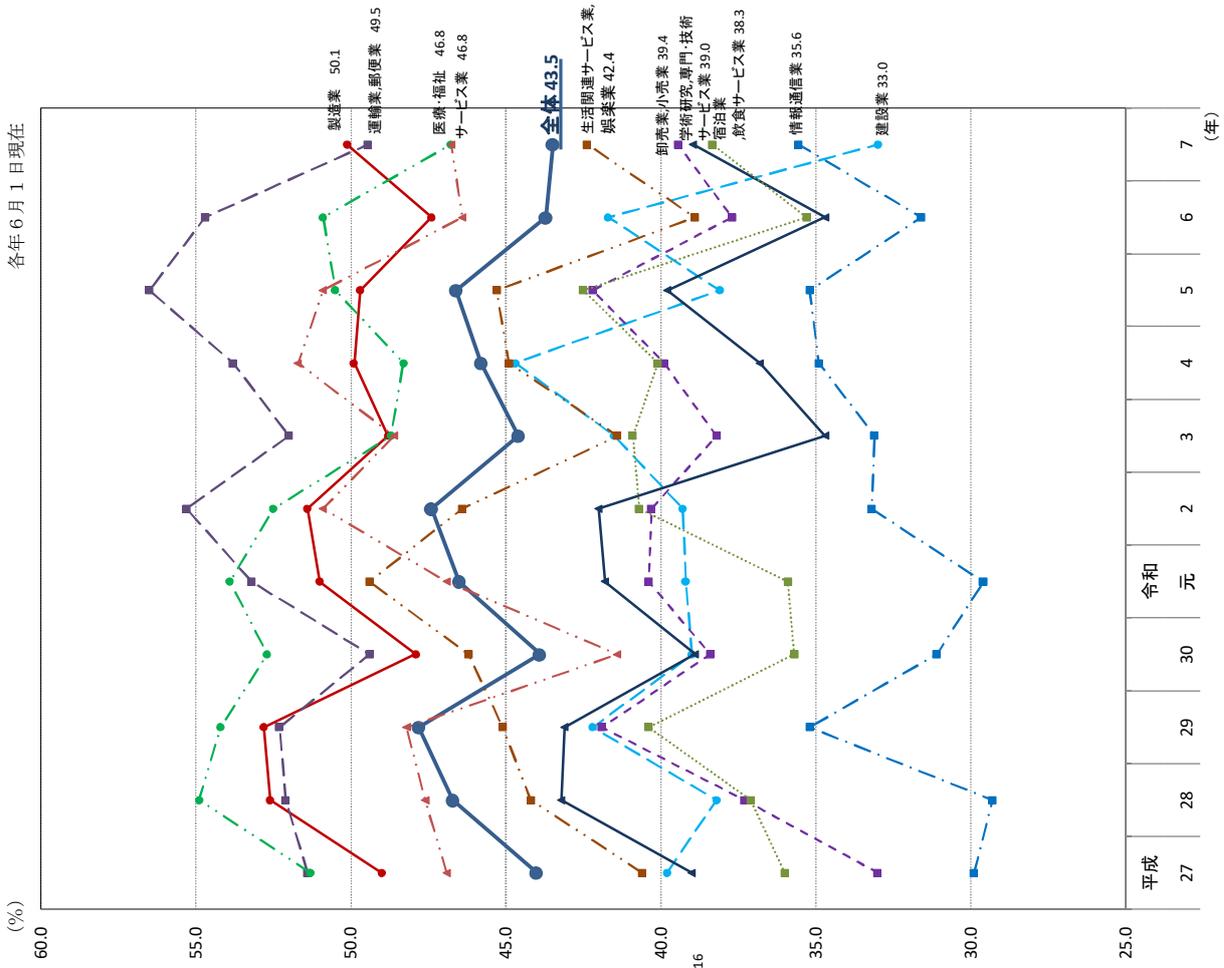


※平成27年から平成29年までは50~100人未満、平成30年から令和2年までは45.5~100人未満、令和3年から令和5年までは43.5~100人未満、令和6年からは40~100人未満

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

注1 グラフ作成上、農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育・学習支援業及び複合サービス業は除いている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
 - (40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- (36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- (37.5人以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20%の 場合	$\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 20\% = 1,013.9 \div \underline{1,013} \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数} \underline{4,056.5} \text{人} \\ \text{基礎労働者数} 4,056.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 101.4125 \div \underline{101} \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right.$			
			除外率 10%の 場合	$\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 10\% = 506.95 \div \underline{506} \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数} \underline{4,563.5} \text{人} \\ \text{基礎労働者数} 4,563.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 114.0875 \div \underline{114} \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right.$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

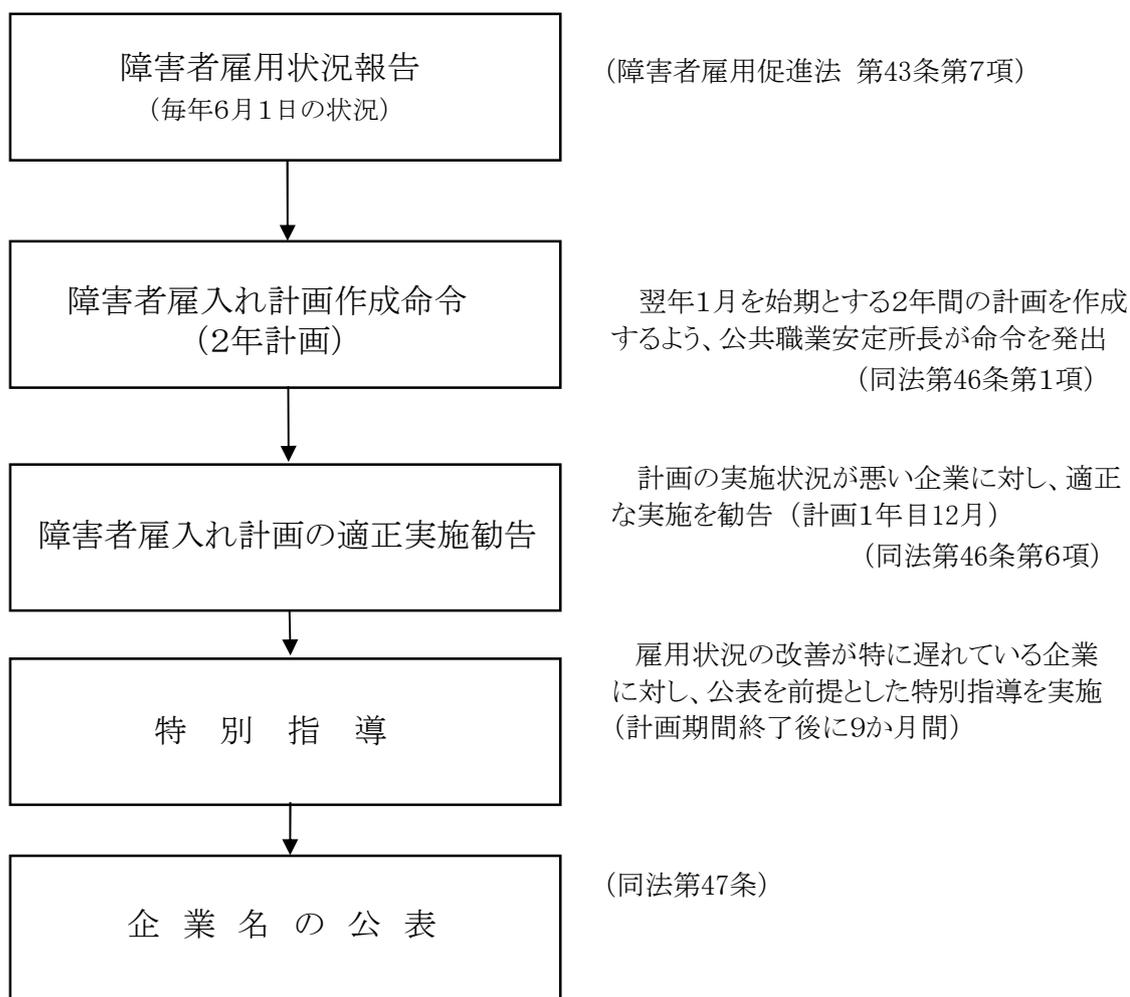
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 16社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 13社
 - * 「特別指導」の実施 3社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 30社(令和6年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成21年度1社 令和4年度1社 令和5年度1社(再公表)

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数				④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率違反企業の数	⑥ 法定雇用率違反企業の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)			
民間企業	5,727 (5,512)	5,830 (5,760)	3,639 (3,193)	15,143 (14,407)	2,142 (1,949)	968 (801)	31,997.0 (30,495.0)	3,378.5 (3,552.0)	2,490 (2,409)	43.5 (43.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数								
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者の身体障害者(注4)	e. 重度以外の身体障害者(注4)	f. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	g. うち新規雇用分(注5)	h. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	i. 重度以外の知的障害者(注4)	j. 重度以外の知的障害者(注4)	k. 重度以外の知的障害者(注4)	l. うち新規雇用分(注5)	m. うち新規雇用分(注5)				
民間企業	31,997.0 (30,495.0)	4,688 (4,769)	5,240 (5,176)	708 (715)	372 (304)	16,112.0 (15,848.5)	1,274.5 (1,244.5)	4,749 (4,562)	4,184 (4,224)	992 (991)	217 (168)	33 (44)	7,683.5 (7,351.0)	5,154 (4,669)	2,766 (2,400)	563 (453)	8,201.5 (7,295.5)	1,403.5 (1,572.5)

[(1) ①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしてい。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[(1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③h欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④a欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A+B+C+D+E	G. うち新規雇用分(注4)			
規模計	5,727 (5,512)	1,324,288.0 (1,270,107.5)	5,830 (5,760)	15,143 (14,407)	2,142 (1,949)	968 (801)	31,997.0 (30,495.0)	3,378.5 (3,552.0)	2.42 (2.40)	2,490 (2,409)	43.5 (43.7)
40.0~ 100人未満	3,166 (2,986)	194,376.5 (183,338.5)	579 (501)	1,583 (1,484)	256 (279)	91 (92)	3,265.5 (3,063.5)	351.0 (371.0)	1.68 (1.67)	1,326 (1,263)	41.9 (42.3)
100~ 300人未満	1,816 (1,781)	283,245.5 (269,969.5)	1,032 (1,018)	2,828 (2,683)	313 (293)	242 (174)	5,672.5 (5,436.5)	681.0 (633.0)	2.00 (2.01)	824 (799)	45.4 (44.9)
300~ 500人未満	307 (318)	113,143.0 (113,344.0)	413 (436)	1,272 (1,295)	132 (113)	104 (71)	2,421.0 (2,448.0)	288.0 (265.0)	2.14 (2.16)	118 (125)	38.4 (39.3)
500~ 1000人未満	245 (239)	159,353.5 (155,120.5)	740 (737)	1,913 (1,857)	192 (788)	106 (104)	3,849.0 (5,168.0)	443.5 (895.5)	2.42 (3.33)	119 (116)	48.6 (48.5)
1,000人以上	193 (188)	574,149.5 (548,335.0)	3,066 (3,068)	7,547 (7,088)	1,249 (476)	425 (360)	16,789.0 (14,389.0)	1,615.0 (1,387.5)	2.92 (2.69)	103 (106)	53.4 (56.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e	g. 重度知的障害者(注4)	h. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	i. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	j. 計 g+h+i	k. 精神障害者(注4)	l. 精神障害者である短時間労働者(注4)	m. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	n. 計 k+l+m	o. 精神障害者である短時間労働者(注4)	p. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	q. 計 o+p	r. うち新規雇用分(注5)	s. うち新規雇用分(注5)
規模計	4,838 (4,769)	656 (625)	5,240 (5,176)	372.0 (304.0)	16,112.0 (15,848.5)	1,274.5 (1,244.5)	992 (991)	1,434 (1,234)	4,749 (4,582)	7,683.5 (7,351.0)	5,154 (4,669)	2,766 (2,400)	563.0 (453.0)	8,201.5 (7,285.5)	1,403.5 (1,572.5)				
40.0~ 100人未満	491 (432)	75 (78)	715 (696)	37.0 (31.0)	1,849.0 (1,719.5)		88 (69)	414 (366)	688.0 (615.0)	454 (422)	251 (269)	47.0 (56.0)	728.5 (719.0)						
100~ 300人未満	924 (895)	140 (137)	1,126 (1,082)	83.0 (62.0)	3,220.0 (3,100.5)		108 (123)	774 (773)	1,377.5 (1,165.5)	928 (828)	314 (288)	146.0 (89.0)	1,315.0 (1,170.5)						
300~ 500人未満	360 (378)	54 (47)	422 (463)	35.0 (23.0)	1,243.0 (1,304.5)		53 (58)	404 (394)	557.0 (547.0)	446 (438)	142 (136)	66.0 (45.0)	621.0 (586.5)						
500~ 1000人未満	647 (637)	68 (211)	658 (644)	77 (35.0)	2,075.5 (2,249.0)		93 (100)	522 (513)	785.5 (1,045.0)	733 (700)	221 (1,141)	68.0 (66.0)	988.0 (1,874.0)						
1,000人以上	2,416 (2,427)	319 (152)	2,319 (2,291)	183.0 (153.0)	7,724.5 (7,475.0)		650 (641)	2,635 (2,516)	4,515.5 (3,978.5)	2,593 (2,281)	1,838 (556)	236.0 (197.0)	4,549.0 (2,995.5)						

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用労働者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)		A. 重度身体 障害者及び 重度の障害 者数(注3)		B. 重度身体 障害者 及び特別級 障害者 等である 期間労働者 (注3)		C. 重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者 (注3)		D. 重度以外の 身体障害者 及び特別級 障害者 等である 期間労働者 (注3)		E. 重度以外の 身体障害者 及び特別級 障害者 等である 期間労働者 (注3)		F. 計 重度身体障 害者 と重度以外 の身体障害 者及び特別 級障害者 とを合算 (注2)		G. 25未満 労働者 (注4)		④ 雇用率 F÷G×100		⑤ 法定雇用率達 達成企業の数 割合		
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
産業計	5,727	1,324,268.0	5,830	3,639	15,143	2,142	966	31,997.0	3,378.5	2.42	2,490	43.5											
(5,512)	(1,270,107.5)	(5,760)	(3,193)	(14,407)	(1,949)	(801)	(30,495.0)	(3,552.0)	(2.40)	(2,409)	(43.7)												
農、林、漁業	9	1,213.0	3	0	14	0	20.5	1.0	1.69	3	33.3												
(10)	(1,403.5)	(4)	(1)	(20)	(1)	(30.0)	(6.0)	(2.14)	(5)	(50.0)													
鉱業採石業、 砂利採取業	3	307.0	1	0	2	0	4.0	0.0	1.30	0	0.0												
(3)	(286.0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(5.0)	(1.75)	(1)	(33.3)														
建設業	291	35,040.0	155	29	248	11	5,995.0	37.5	1.70	96	33.0												
(230)	(28,704.5)	(145)	(25)	(243)	(14)	(3)	(5,665.5)	(50.5)	(1.97)	(96)	(41.7)												
製造業	1,255	410,925.0	2,235	216	4,990	161	43	9,778.0	818.5	2.38	629	50.1											
(1,260)	(409,820.5)	(2,260)	(178)	(4,758)	(130)	(44)	(9,543.0)	(800.0)	(2.33)	(597)	(47.4)												
電気・ガス・熱 供給・水道業	9	793.0	5	0	3	0	13.0	0.0	1.64	5	55.6												
(8)	(764.0)	(5)	(0)	(3)	(0)	(13.0)	(2.0)	(1.70)	(5)	(62.5)													
情報通信業	329	92,629.0	434	65	1,043	17	15	1,992.0	218.0	2.15	117	35.6											
(329)	(91,907.0)	(428)	(41)	(983)	(15)	(8)	(1,891.5)	(167.0)	(2.06)	(104)	(31.6)												
運輸業、郵便業	548	86,368.5	398	110	996	68	34	1,953.0	199.5	2.26	271	49.5											
(506)	(77,419.0)	(400)	(112)	(970)	(72)	(33)	(1,934.5)	(204.0)	(2.50)	(277)	(54.7)												
卸売業、小売業	725	195,798.0	747	355	2,480	249	227	4,567.0	479.0	2.33	286	39.4											
(721)	(188,695.5)	(742)	(346)	(2,377)	(197)	(164)	(4,387.5)	(454.0)	(2.33)	(272)	(37.7)												
金融業、保険業	46	18,337.0	88	20	206	8	6	409.0	39.0	2.23	15	32.6											
(41)	(15,475.0)	(84)	(21)	(161)	(8)	(2)	(355.0)	(32.5)	(2.29)	(14)	(34.1)												
不動産業、 物品賃貸業	124	15,245.5	70	23	87	9	4	256.5	26.5	1.68	31	25.0											
(115)	(14,908.0)	(62)	(20)	(83)	(8)	(1)	(231.5)	(16.0)	(1.55)	(29)	(25.2)												
学術研究、専 門技術サービス業	213	56,599.0	281	53	593	17	13	1,223.0	116.5	2.16	83	39.0											
(219)	(55,874.0)	(279)	(63)	(562)	(23)	(20)	(1,204.5)	(111.0)	(2.16)	(76)	(34.7)												
製造業、卸 売・サービス業	193	40,801.0	122	173	437	92	34	917.0	112.0	2.25	74	38.3											
(184)	(38,504.0)	(131)	(110)	(419)	(91)	(50)	(861.5)	(104.0)	(2.24)	(65)	(35.3)												
生活関連サ ービス業、娯楽業	177	28,452.0	85	160	280	85	28	666.5	106.5	2.34	75	42.4											
(190)	(28,014.0)	(80)	(140)	(264)	(76)	(18)	(611.0)	(68.5)	(2.18)	(74)	(38.9)												
教育、学習支援業	162	25,014.5	77	46	178	22	7	392.5	44.5	1.57	37	22.8											
(159)	(24,151.0)	(74)	(40)	(191)	(24)	(6)	(394.0)	(37.5)	(1.63)	(39)	(24.5)												
医療、福祉	1,022	186,565.5	631	2,192	2,079	1,215	398	6,339.5	806.5	3.40	478	46.8											
(936)	(168,093.5)	(571)	(1,895)	(1,944)	(1,131)	(340)	(5,716.5)	(1,163.0)	(3.40)	(476)	(50.9)												
複合サ ービス業	20	7,115.5	31	8	69	17	10	152.5	9.5	2.14	9	45.0											
(21)	(8,815.0)	(44)	(12)	(93)	(13)	(7)	(203.0)	(21.0)	(2.30)	(10)	(47.6)												
サービス業	601	123,064.5	467	189	1,438	171	143	2,718.0	364.0	2.21	281	46.8											
(580)	(117,273.0)	(460)	(189)	(1,333)	(146)	(104)	(2,547.0)	(315.0)	(2.17)	(269)	(46.4)												

注 1 ()内の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)		③ 労働者の数				④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)			
製造業計	1,255 (1,260)	2,235 (2,260)	4,990 (4,758)	161 (130)	43 (44)	9,778.0 (9,543.0)	818.5 (800.0)	2.38 (2.33)	629 (597)	50.1 (47.4)
食料品・たばこ	120 (118)	118 (118)	460 (447)	61 (54)	21 (15)	789.0 (763.5)	61.5 (60.0)	2.60 (2.53)	75 (69)	62.5 (58.5)
繊維・衣服	12 (11)	7 (7)	9 (7)	0 (0)	0 (0)	24.0 (21.0)	0.0 (0.0)	2.03 (1.75)	7 (5)	58.3 (45.5)
木材・家具	11 (11)	27 (29)	71 (70)	0 (0)	0 (1)	129.0 (130.5)	5.0 (10.0)	2.26 (2.50)	6 (8)	54.5 (72.7)
ハルア・紙・印刷	51 (56)	26 (29)	108 (105)	3 (3)	0 (2)	164.5 (168.5)	20.0 (6.5)	2.74 (2.67)	30 (32)	58.8 (57.1)
化学工業	124 (124)	89 (87)	230 (234)	13 (9)	2 (3)	438.5 (441.0)	34.5 (49.5)	2.09 (2.10)	59 (61)	47.6 (49.2)
薬業・土石	23 (22)	6 (6)	24 (17)	1 (1)	1 (2)	38.0 (32.5)	5.0 (1.0)	1.70 (1.51)	11 (10)	47.8 (45.5)
鉄鋼	16 (15)	5 (6)	30 (29)	1 (1)	0 (1)	40.5 (42.0)	1.0 (4.0)	1.86 (2.19)	12 (10)	75.0 (66.7)
非鉄金属	21 (23)	27 (23)	79 (82)	1 (2)	2 (1)	140.5 (131.5)	18.5 (7.0)	2.15 (2.12)	12 (13)	57.1 (56.5)
金属製品	133 (133)	66 (63)	226 (210)	4 (5)	3 (3)	373.5 (349.0)	33.0 (22.5)	2.48 (2.36)	74 (63)	55.6 (47.4)
電気機械	227 (226)	712 (663)	1,266 (1,150)	45 (15)	2 (2)	2,753.5 (2,507.5)	262.0 (212.5)	2.41 (2.31)	104 (89)	45.8 (39.4)
その他機械	397 (399)	977 (1,050)	2,078 (2,008)	24 (29)	10 (10)	4,096.0 (4,171.5)	326.5 (390.5)	2.34 (2.31)	184 (184)	46.3 (46.1)
その他	120 (122)	175 (179)	409 (399)	8 (11)	2 (4)	791.0 (784.5)	51.5 (36.5)	2.52 (2.44)	55 (53)	45.8 (43.4)

注 1 (1) ①の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が10人以上ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下		50.5人以上
規模計	3,237 (100.0%)	2,075 (64.1%)	680 (21.0%)	227 (7.0%)	131 (4.0%)	113 (3.5%)	9 (0.3%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	1,871 (57.8%)
40-100人未満	1,840 (100.0%)	1,646 (89.5%)	194 (10.5%)	—	—	—	—	—	—	1,684 (91.5%)
100-300人未満	992 (100.0%)	354 (35.7%)	424 (42.7%)	149 (15.0%)	49 (4.9%)	16 (1.6%)	—	—	—	186 (18.8%)
300-500人未満	189 (100.0%)	42 (22.2%)	33 (17.5%)	49 (25.9%)	36 (19.0%)	29 (15.3%)	—	—	—	1 (0.5%)
500-1000人未満	126 (100.0%)	22 (17.5%)	23 (18.3%)	14 (11.1%)	31 (24.6%)	35 (27.8%)	1 (0.8%)	—	—	0 (0.0%)
1,000人以上	90 (100.0%)	11 (12.2%)	6 (6.7%)	15 (16.7%)	15 (16.7%)	33 (36.7%)	8 (8.9%)	2 (2.2%)	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(5) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数				身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、もしくは機能障害者	肢体不自由者	
民間企業	686 (677)	1,475 (1,463)	127 (122)	4,370 (4,481)	3,848 (3,773)
注「身体障害者計」欄には、種類の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。					

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数				身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、もしくは機能障害者	肢体不自由者	
40.0～100人未満	53 (58)	107 (99)	19 (15)	448 (485)	497 (471)
100～300人未満	90 (90)	216 (212)	24 (21)	833 (846)	785 (747)
300～500人未満	39 (41)	87 (97)	10 (7)	373 (394)	305 (301)
500～1000人未満	91 (115)	169 (219)	8 (20)	542 (670)	491 (534)
1,000人以上	413 (373)	896 (825)	66 (59)	2,174 (2,686)	1,770 (1,720)
注「16X①の表と同じ。					

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数						身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語、もしくは機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
農、林、漁業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	3 (6)	7 (12)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	
建設業	10 (13)	14 (14)	4 (3)	125 (142)	125 (103)	278 (275)	
製造業	176 (177)	688 (712)	41 (38)	1,408 (1,476)	1,151 (1,169)	3,474 (3,572)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	7 (7)	
情報通信業	70 (66)	110 (107)	7 (7)	323 (345)	243 (232)	753 (757)	
運輸業、郵便業	14 (15)	57 (54)	11 (9)	342 (349)	348 (340)	772 (767)	
卸売業、小売業	72 (78)	113 (110)	13 (11)	490 (502)	492 (464)	1,180 (1,165)	
金融業、保険業	14 (14)	32 (30)	1 (2)	75 (67)	62 (58)	184 (171)	
不動産業、物品賃貸業	6 (2)	11 (12)	1 (1)	38 (38)	44 (39)	100 (92)	
学術研究、専門・技術サービス業	36 (33)	47 (46)	8 (7)	221 (209)	166 (193)	478 (488)	
宿泊業、飲食サービス業	8 (4)	37 (34)	3 (4)	84 (70)	85 (81)	217 (193)	
生活関連サービス業、娯楽業	11 (7)	27 (19)	0 (0)	94 (79)	53 (51)	185 (156)	
教育、学習支援業	12 (13)	7 (6)	1 (0)	73 (75)	67 (68)	160 (162)	
医療福祉	210 (210)	204 (190)	23 (28)	642 (677)	517 (492)	1,586 (1,597)	
複合サービス事業	2 (5)	11 (12)	4 (1)	20 (30)	27 (36)	64 (84)	
サービス業	45 (40)	106 (106)	10 (11)	427 (412)	461 (437)	1,049 (1,006)	
注「16X①の表と同じ。							

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数				④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合			
	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者及び精神障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の障害者及び知的障害者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D \div 2) \times 0.5$ (注2)				G. うち新規雇用分(注4)		
市町村等の機関	37	103,703.0	532	201	1,250	73	20	2,561.5	288.0	2.47	25	67.6
(38)	(89,920.0)	(539)	(167)	(61)	(1,230)	(61)	(15)	(2,513.0)	(277.0)	(2.79)	(23)	(60.5)

注 2(1)Dの表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数							
	重度身体障害者(注4)	重度身体障害者(注4)	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度以外の身体障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者(注4)	f. 重度以外の知的障害者(注4)	g. うち新規雇用分(注5)	h. うち新規雇用分(注5)	i. 精神障害者(注4)	j. 精神障害者(注4)	k. 精神障害者(注4)	l. 精神障害者(注4)	m. 精神障害者(注4)	n. 精神障害者(注4)		
市町村等の機関	528	44	587	56	11	1,720.5	115.0	4	142	17	0	159.5	25.0	521	156	9	681.5	148.0
(2,513.0)	(537)	(42)	(595)	(44)	(7)	(1,736.5)	(110.0)	(2)	(152)	(17)	(0)	(165.5)	(26.5)	(483)	(124)	(8)	(611.0)	(140.5)

注 2(1)Eの表と同じ

【参考】市町村等の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

市町村等の機関	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由				内部障害				
	視力障害	視野障害	聴覚障害	平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	膀胱機能障害	肝臓機能障害
1,226	50	43	141	2	161	347	50	47	25	203	85	5	48	5	7

※実人数

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

① 区分	② 法定雇用率算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、知的障害者及び知的障害者である労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者(注3)			
地方独立行政法人等	7 (7)	18 (19)	30 (36)	86 (80)	6 (6)	25.0 (22.5)	5 (5)	71.4 (71.4)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数								
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	c. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	d. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	e. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	f. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	g. うち新規雇用分(注5)	h. 重度身体障害者(注4)	i. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	j. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	k. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	l. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	m. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	n. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	o. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)	p. 重度身体障害者以外の知的障害者(注4)					
地方独立行政法人等	18 (19)	10 (11)	21 (27)	6 (6)	70.0 (79.5)	7.0 (11.5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (33)	20 (25)	0 (1)	63.0 (58.5)	25.0 (10.0)

(注) ③の注

- 注1 ②欄の「法定雇用率算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められた労働者数)を占める業種について定められた業種を乗じて得た数を除いた労働者数である。
- 注2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
- 注4 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 注5 ②のa、c欄及び④のe欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 注6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

※「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9号及び第10号までの法人を指す。

【参考】独立行政法人等における障害種別別の雇用身体障害者数

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・しゃく機能障害	※要人数	
					肢体不自由	内部障害
	54	5	9	0	21	19

※「計」欄には、障害種別別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

4 公的機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	12,392.5	383.0	3.09	2.0	
神奈川県知事部局	8,732.0	263.0	3.01	0.0	注4
神奈川県企業庁	1,005.0	34.0	3.38	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	278.0	6.0	2.16	1.0	注5
神奈川県議会議会局	82.0	3.0	3.66	0.0	
神奈川県警察本部	2,230.0	77.0	3.45	0.0	
神奈川県川崎競馬組合	65.5	0.0	0.00	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 神奈川県内広域水道企業団においては、7月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧	
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神奈川県知事部局	神奈川県監査事務局

(2) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	27,973.5	677.0	2.42	78.0	
神奈川県教育委員会	27,973.5	677.0	2.42	78.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(3) 市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	103,703.0	2,561.5	2.47	358.0	
横浜市	46,344.5	1,051.5	2.27	245.5	特例認定あり(注4)
川崎市	18,955.0	481.5	2.54	48.5	特例認定あり(注4)
相模原市	8,595.0	226.0	2.63	14.0	特例認定あり(注4)
横須賀市	3,407.0	96.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4)
平塚市	2,433.0	65.0	2.67	3.0	特例認定あり(注4)、注5
鎌倉市	1,293.0	39.0	3.02	0.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	4,250.5	123.0	2.89	0.0	特例認定あり(注4)
小田原市	2,356.5	55.0	2.33	10.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	2,315.5	60.0	2.59	4.0	特例認定あり(注4)
逗子市	612.0	17.0	2.78	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	398.0	14.0	3.52	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	1,253.5	30.5	2.43	4.5	特例認定あり(注4)
厚木市	2,370.0	49.5	2.09	16.5	特例認定あり(注4)
大和市	1,807.0	41.0	2.27	9.0	特例認定あり(注4)
伊勢原市	780.5	21.0	2.69	0.0	特例認定あり(注4)
海老名市	955.5	30.0	3.14	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	1,023.5	28.5	2.78	0.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	401.5	12.0	2.99	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	674.0	20.0	2.97	0.0	特例認定あり(注4)
葉山町	363.0	11.5	3.17	0.0	
寒川町	404.5	13.0	3.21	0.0	特例認定あり(注4)
大磯町	321.5	9.0	2.80	0.0	特例認定あり(注4)
二宮町	224.5	7.0	3.12	0.0	
中井町	115.0	4.0	3.48	0.0	
大井町	178.5	4.0	2.24	0.0	
松田町	131.0	5.0	3.82	0.0	
山北町	121.0	2.0	1.65	1.0	
開成町	158.0	4.0	2.53	0.0	
箱根町	376.0	9.0	2.39	1.0	特例認定あり(注4)
真鶴町	100.5	3.0	2.99	0.0	
湯河原町	192.0	5.0	2.60	0.0	
愛川町	390.5	10.5	2.69	0.0	特例認定あり(注4)
清川村	91.0	2.0	2.20	0.0	
三浦市立病院	163.5	6.0	3.67	0.0	
高座清掃施設組合	45.5	5.0	10.99	0.0	
山北町教育委員会	62.0	0.0	0.00	1.0	注5
川崎市議会局	39.5	1.0	2.53	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①平塚市においては、10月1日時点において、障害者の数70.0人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。
②山北町教育委員会においては、12月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.60%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市医療局病院経営本部	横浜市交通局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市上下水道局	川崎市病院局	川崎市交通局
相模原市	相模原市教育委員会			
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局		
平塚市	平塚市教育委員会	平塚市市民病院		
鎌倉市	鎌倉市教育委員会			
藤沢市	藤沢市教育委員会			
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市上下水道局	小田原市立病院	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会	茅ヶ崎市立病院		
逗子市	逗子市教育委員会			
三浦市	三浦市教育委員会			
秦野市	秦野市教育委員会			
厚木市	厚木市教育委員会	厚木市病院事業		
大和市	大和市教育委員会			
伊勢原市	伊勢原市教育委員会	伊勢原市監査委員	伊勢原市議会	伊勢原市選挙管理委員会
海老名市	海老名市教育委員会			伊勢原市農業委員会
座間市	座間市教育委員会	座間市上下水道局		
南足柄市	南足柄市教育委員会			
綾瀬市	綾瀬市教育委員会			
寒川町	寒川町教育委員会			
大磯町	大磯町教育委員会			
箱根町	箱根町教育委員会			
愛川町	愛川町教育委員会			

(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	6,688.0	155.0	2.32	33.0	
横浜市住宅供給公社	139.0	4.0	2.88	0.0	
川崎市住宅供給公社	84.0	3.0	3.57	0.0	
神奈川県住宅供給公社	111.0	3.0	2.70	0.0	
公立大学法人横浜市立大学	3,373.0	80.5	2.39	13.5	
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	175.0	6.0	3.43	0.0	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	2,590.5	52.5	2.03	19.5	
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	215.5	6.0	2.78	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。